

道路交通法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備

(一) 認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為を定める。(第三十七条の六の三関係)

(二) 臨時認知機能検査を受けない場合等における運転免許の効力の停止等に係る基準を定める。(第三十九條の二関係)

(三) 臨時認知機能検査の結果に基づいて高齢者に対して行う講習等に係る手数料の標準を定める。(第四十三條関係)

二 運転免許の種類等に関する規定の整備

(一) 準中型自動車の運転に関し、初心運転者標識の表示義務を免除される者を定める。(第二十六条の

四関係)

(二) 準中型自動車免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない自動車を定める。(

第三十二条の三の二関係)

- (三) 大型自動車免許に係る試験手数料等の標準を改める。(第四十三条関係)
- (四) 準中型自動車免許に係る試験手数料等の標準を定める。(第四十三条関係)
- (五) 準中型自動車に係る放置違反金及び反則金の額を定める。(別表第一及び別表第六関係)

### 三 附則

- (一) この政令は、一部の規定を除き、道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号)の施行の日(平成二十九年三月十二日)から施行することとする。
- (二) 所要の経過措置を設ける。